

## ○江府町総合計画審議会設置条例

昭和60年9月26日

条例第14号

## (設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、江府町の総合かつ計画的な行政運営を図るため、経済、社会、文化等に関する施策の総合的方向等について、調査審議するために、江府町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

## (所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、江府町総合計画の策定及びその実施に関し、必要な事項を調査審議し、その結果を町長に答申する。

## (組織)

第3条 審議会は、委員25名以内をもって組織する。

2 委員は、[次の各号](#)に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会代表者
- (2) 各種団体代表者
- (3) 学識経験のある者

## (委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、その職によって委嘱された委員が当該身分に異動を生じたときは、委員を辞したものとみなし、後任者が委員となった場合の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員のうちから互選によって定める。

2 会長は、会を総理する。

3 会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

## (会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (委任)

第7条 [この条例](#)に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

[この条例](#)は、公布の日から施行する。

## 附 則(昭和61年条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。